

第3号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について

(山田40生産緑地地区ほか13地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更（神戸市決定）

1. 都市計画生産緑地地区中、山田50生産緑地地区、山田51生産緑地地区、有野37生産緑地地区、有野146生産緑地地区、伊川谷63生産緑地地区、北別府34生産緑地地区、竜が岡14生産緑地地区の計7地区を廃止する。
2. 都市計画生産緑地地区中、山田40生産緑地地区、有野41生産緑地地区、道場21生産緑地地区、伊川谷56生産緑地地区、伊川谷92生産緑地地区、玉津82生産緑地地区、北別府42生産緑地地区の計7地区を次のように変更する。

名 称	面 積
山田40生産緑地地区	約 0.07ha
有野41生産緑地地区	約 0.70ha
道場21生産緑地地区	約 0.42ha
伊川谷56生産緑地地区	約 0.16ha
伊川谷92生産緑地地区	約 0.39ha
玉津82生産緑地地区	約 0.21ha
北別府42生産緑地地区	約 0.25ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市では、平成3年の生産緑地法の改正に伴い、平成4年に新たに生産緑地地区の都市計画決定を行った。その後、農地の集合化が行われた場合や農業の継続が困難となった場合等に都市計画の変更を行っている。

このたび、農業の主たる従事者の死亡や故障等の理由により、農地の適正な保全を図ることが困難となった生産緑地地区について廃止又は変更を行うものである。

(参考) 変更の概要

1. 変更内容

農地として保全することが困難となった生産緑地地区の廃止・変更

地区名称	変更前	変更後	増減	備考
山田 40 生産緑地地区	約 0.14ha	約 0.07ha	△約 0.06ha	変更
山田 50 生産緑地地区	約 0.09ha	—	△約 0.09ha	廃止
山田 51 生産緑地地区	約 0.11ha	—	△約 0.11ha	廃止
有野 37 生産緑地地区	約 0.13ha	—	△約 0.13ha	廃止
有野 41 生産緑地地区	約 0.99ha	約 0.70ha	△約 0.29ha	変更
有野 146 生産緑地地区	約 0.47ha	—	△約 0.47ha	廃止
道場 21 生産緑地地区	約 0.47ha	約 0.42ha	△約 0.05ha	変更
伊川谷 56 生産緑地地区	約 0.19ha	約 0.16ha	△約 0.03ha	変更
伊川谷 63 生産緑地地区	約 0.10ha	—	△約 0.10ha	廃止
伊川谷 92 生産緑地地区	約 0.46ha	約 0.39ha	△約 0.07ha	変更
玉津 82 生産緑地地区	約 0.46ha	約 0.21ha	△約 0.24ha	変更
北別府 34 生産緑地地区	約 0.16ha	—	△約 0.16ha	廃止
北別府 42 生産緑地地区	約 0.35ha	約 0.25ha	△約 0.10ha	変更
竜が岡 14 生産緑地地区	約 0.21ha	—	△約 0.21ha	廃止
廃止：7 地区，△約 1.28ha 変更：7 地区，△約 0.85ha				

2. 変更前後対照表

	変更前	変更後	増減
地区数	494 地区	487 地区	△7 地区
面積	約 105.44ha	約 103.31ha	△約 2.13ha